

2019年8月

経営Q&A

回答者

永浦労務管理事務所
特定社会保険労務士 永浦 聡

外国人材の受入れ対策講座

～ 「特定技能」制度の活用～

Question

最近のニュースで、「特定技能」制度の創設により、比較的単純な労働内容であっても就労目的の外国人に在留許可が下りるようになったと聞きました。外国人労働者の採用を検討するにあたり、「特定技能」制度について詳しく教えてください。

Answer

2019年4月に開始された「特定技能」制度は、特定の産業分野（介護、建設、外食業等の14分野）において、技能試験と日本語能力試験に合格した外国人に、日本での就労資格を与えるものです。

「特定技能」の在留資格を持つ外国人は、企業等が直接雇用します（「受入れ機関」）。受入れ機関は、外国人に対する支援計画の策定等を行う義務があります。この支援計画の策定等の業務は、「登録支援機関」に委託することも可能ですので、活用を検討してください。

1 新たな在留資格「特定技能」

日本では、原則、単純労働に従事することを目的とした在留資格はありません。在留資格「技能実習」は、非専門的・非技術的な分野で就労することが多いのですが、あくまで日本の技術を海外に移転して国際貢献することが目的となっています。

一方で、生産性向上や国内人材の確保のための取組みを行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にある産業の中小企業・小規模事業者において、一定の専門性や技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みの構築が求められています。

そこで、専門的・技術的分野の中であって、比較的低い技術水準の者であっても、特定の産業分野等の条件を満たす者に就労が認められる在留資格として「特定技能」が創設されたのです。

「特定技能」は、以下のとおり1号と2号に分かれています。特定技能1号では、在留期間が通算上限5年までとなっており、家族の帯同は基本的に認められていません。一方、特定技能2号では、在留期間の上限はなく、要件を満たせば家族（配偶者、子）の帯同が可能です。

- ① 特定技能1号：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- ② 特定技能2号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

2 産業分野と受入れ制限

「特定技能」で認める特定産業分野は、次の14分野です。

①介護、②ビルクリーニング、③素形材産業、④産業機械製造業、⑤電気・電子情報関連産業、⑥建設、⑦造船・船用工業、⑧自動車整備、⑨航空、⑩宿泊、⑪農業、⑫漁業、⑬飲食料品製造業、⑭外食業。

このうち、特定技能2号で受入れできるのは、建設と造船・船用工業の2分野のみです。

分野ごとに5年間での最大受入れ数が決められており、14分野の合計では、345,150人となる見込みです。分野別の受入れ見込数（5年間の最大値）や具体的な業務内容につきましては、「分野別運用方針について（14分野）」（参考①）をご覧ください。

3 「特定技能」の要件

外国人が「特定技能」の在留資格を得るためには、18歳以上で、健康状態が良好で、悪質な仲介業者等を利用していないことが要件になっています。

特定技能1号については、技能試験と日本語能力試験に合格している必要があります。ただし、在留資格「技能実習2号」を良好に終了した者が、技能実習で習得した技能と関連性のある技能を要する業務に従事する場合には、試験が免除されています。

特定技能2号については、技能試験に合格している必要があります。受入れ機関と締結する雇用契約では、一般の従業員と同じ勤務時間及び日本人以上の賃金でなければなりません。評価試験は分野ごとに国内外で行われていますので、詳細は以下のリンクから、在留資格「特定技能」についての問い合わせ先にご確認ください。

<http://www.moj.go.jp/content/001284973.pdf>（法務省）

4 受入れ機関と登録支援機関

(1) 受入れ機関

受入れ機関とは、外国人労働者と雇用契約を締結する相手側、つまり雇い主を指します。受入れ機関は、国内外の特定技能の要件を満たしている者（技能試験並びに日本語試験の合格者あるいは技能実習2号修了者）と雇用契約を締結します。また、1号特定技能外国人支援計画を策定・実施し、届出を行う必要があります。

海外にいる外国人を採用する場合は、原則、受入れ機関が「在留資格認定証明書」を代理申請します。認定証明書受領後は、外国人本人が在外公館に査証を申請して、発給後に入国と受入れ機関での就労ができます。

日本国内にいる外国人を採用する場合は、原則、外国人本人が在留資格変更許可申請を行い、変更許可後に就労を開始できます。以下のリンクから、受入れ手続きの概要等をご確認いただけます。

<http://www.moj.go.jp/content/001290039.pdf>（法務省）

(2) 登録支援機関

登録支援機関とは、受入れ機関との委託契約により、特定技能外国人の支援計画の作成や実施を行う機関です。出入国在留管理庁長官の登録を受けた機関は、「登録支援機関登録簿」（参考②）に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載されます。

今後は、職業紹介事業許可を得た登録支援機関が増えることが予想されます。つまり、特定技能で働く外国人の紹介から、雇用後の支援事業の受託まで行うビジネスモデルが生まれるということです。なお、職業紹介事業者が、国外の特定技能外国人を紹介する場合には、相手国の取次機関等に関する書類（取次機関を利用しな

い場合には、事業者の活動が認められていることを証明する書類)の提出が必要です。以下のリンクから、登録支援機関に係る制度の概要等をご確認いただけます。

<http://www.moj.go.jp/content/001290038.pdf> (法務省)

5 特定技能の特徴

在留資格「特定技能」により在留する外国人は、転職することもできます。ただし、特定産業分野として指定されている同一分野内であっても、使われる技能が異なる業務が複数存在する分野があります。そのような分野については、外国人が従事を希望する業務に必要な技能が無ければ転職できません。各分野内に「業務区分」という区分けが設けられており、転職が認められるのは、「同一の業務区分内又は試験等によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間」の場合ということになります。なお、転職にあたり受入れ機関や分野を変更する場合は、特定技能在留資格の変更許可申請をする必要があります。

参考

- ① 分野別運用方針について（14分野）
〈<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai3/siryoushiki-1.pdf>〉
- ② 登録支援機関登録簿
〈http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00205.html〉

《執筆者紹介》

永浦労務管理事務所 特定社会保険労務士 永浦 聡

米国大学院 MBA 課程修了

外資系企業勤務後、社会保険労務士事務所開業

政府系機関における外国企業への労務コンサルティングや、内閣府・国家戦略特区における労働相談にも従事している。

著書 「こんなときどうする 外国人の入国・在留・雇用」 第一法規